

公益認定等委員会 だより

第17号(その24)

平成25年

4月5日発行



本年3月末をもって第二期公益認定等委員会委員の任期が満了し、4月1日(月)から第三期委員会がスタートいたしました。(関連記事は2、3ページ)
本誌では、引き続き、公益法人に関する様々な情報を発信してまいります。御愛読をお願いいたします。

2011年アジアペタンク選手権大会ジュニアの部準優勝

田中宏選手(公益社団法人日本ペタンク・ボール協会)※詳しくはP6を御覧下さい

<目次>

- P2 公益認定等委員会委員の交代について
- P5 「定期提出書類の手引き」の改訂について
- P5 公益法人informationのトップページのリニューアル
- P6 公益法人活動紹介
・(公社)日本ペタンク・ボール協会
- P7 公益法人に対する被災者支援寄附金の指定状況について
- P8 申請サポートに関する情報

内閣府への申請状況 (平成25年3月31日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	2,188	54	2,018	116
移行認可	2,123	86	1,973	64
新規認定	195	30	141	24
合計	4,506	170	4,132	204

移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行
 移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行
 新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

公益認定等委員会委員の交代について

4月1日(月)に安倍晋三内閣総理大臣から7人の委員が任命され、第三期の公益認定等委員会が発足しました。同委員会は、5日(金)に初会合を開催し、委員長の互選及び委員長代理の指名を行いました。

第三期公益認定等委員会委員

委員長	山下 徹	(株)NTTデータ取締役相談役
委員長代理	雨宮 孝子	元明治学院大学大学院法務職研究科教授
	門野 泉	清泉女子大学長
	北地 達明	公認会計士、有限責任監査法人トーマツパートナー
	小森 幹夫	公認会計士、新日本有限責任監査法人シニアパートナー
	堀 裕	弁護士、千葉大学理事、副学長
	恵 小百合	江戸川大学社会学部教授

第二期委員会は、平成25年3月31日で3年間の任期を満了しました。第二期委員会の活動を紹介します。

第二期委員会の活動を詳しく知りたい方へ！

第二期公益認定等委員会の活動を紹介する「公益認定等委員会の活動状況 第二期委員会（平成22年4月1日～25年3月31日）」を近日中に公表いたします。第二期委員会の活動を詳しく知りたい方は、そちらを御覧ください。

第二期公益認定等委員会委員

委員長	池田 守男	(株)資生堂相談役
委員長代理	雨宮 孝子	元明治学院大学大学院法務職研究科教授
	海東 英和	元(財)日本青年館理事
	門野 泉	清泉女子大学長
	北地 達明	公認会計士、有限責任監査法人トーマツパートナー
	出口 正之	元国立民族学博物館教授
	堀 裕	弁護士、千葉大学理事、副学長

第二期公益認定等委員会の活動

審査姿勢

第二期では、移行申請を行う法人数の急激な増大に対処しつつ、第一期と同様に法人の創意工夫や自主性をできる限り尊重し、引き続き「暖かく」審査に臨むとともに、認定や認可の審査の標準処理期間を定め、申請から原則4か月以内に審査を行うことを目指し、多様な公益の担い手を積極的に世の中に送り出せるよう「柔軟かつ迅速な審査」を進めました。

第二期委員会は、任期3年間で、計4,001件の移行認定申請、移行認可申請及び公益認定申請を受け付け、3,967件の答申を行いました。特例民法法人の新制度への移行については、内閣府へ申請を予定する法人のうち約90%についての答申を行ったこととなります。

申請件数

	22年度	23年度	24年度
移行認定	540	818	505
移行認可	246	853	899
公益認定	29	53	58
合計	815	1,724	1,462

答申件数

	22年度	23年度	24年度
移行認定	511	817	577
移行認可	222	800	922
公益認定	26	41	51
合計	759	1,658	1,550

メッセージの発信

第二期委員会は、新公益法人制度への5年間の移行期間中、できる限り早く新制度のもとで各法人に活躍してもらいたいとの思いから、早期申請を呼びかけるメッセージを6回にわたり発出しました。（平成22年12月1日、23年1月1日、23年5月27日、24年1月1日、24年4月1日、25年1月1日）

また、任期中の23年3月11日は、東日本大震災が発災しました。委員会は、同月31日、震災からの復旧・復興活動は正に公益活動であるとの考えから、公益法人等に向けて、各法人がそれまでに培ってきた専門的知識や経験を活かし、積極的な取組をお願いするほか、そうした活動を行うに際して、変更認定等の手続が必要な場合には積極的に対応することを約束するメッセージを発出しました。

その他、スポーツの指導における暴力行為等に関し、25年2月8日に、スポーツ指導における暴力行為等の問題に関連した所見を表明いたしました。

その他の主な活動

- 日本記者クラブにおける委員長の記者会見（平成22年4月22日）
- 雨宮委員長代理、出口委員、海東委員による被災地訪問（平成23年11月7日）
- 蓮舫大臣、池田委員長による（公財）ヤマト福祉財団等訪問（平成23年11月8日）
- 内閣府主催シンポジウム「新たな公益活動の芽生えと今後の展望～震災後2年を前にして～」の開催（平成25年1月29日）

退任する委員からの挨拶

第2期公益認定等委員会委員長 池田 守男

2007年4月に内閣府に公益認定等委員会が設置されて以来、2期6年間に亘り、委員長を務めさせていただきましたが、13年3月を以って、退任することとなりました。任期中、法人の皆さま方の目線に立ち、暖かく、そして柔軟かつ迅速な審査を心がけてまいりました。その中で、法人それぞれの志に触れさせていただく度に、各法人の社会の中での重要性を強く感じていました。

社会構造が大きく変化し、価値観が多様化した時代を迎え、国や地方自治体など「官」による画一的な活動だけでは、国民から求められる個々の細やかなニーズに対応できなくなっています。もはや「官」に頼るのではなく、公益法人、一般法人を中心とした「民」が自らの意思をもって、公益活動に参画する時代になりつつあります。法人の皆さまには、現在の使命、役割を深めると同時に、多様化するニーズに応じた新たな公益目的事業にチャレンジしていただくことを期待しています。

2年前の東日本大震災は、まさに国難とも言うべき事態でした。この状況を目の当たりにし、私は、いまこそ、公益法人が力を発揮するときだ、と強く思い、メッセージを発信いたしました。その後、多くの法人が、独自の専門的知見や経験、技術を活かし、復旧・復興活動に積極的に取り組んでこられる姿を拝見し、大変嬉しく思うと同時に、公益法人が社会の中になくてはならない存在であることを改めて感じました。

この新たな公益活動の芽生えを、次の世代でさらに広げるためにも、一過性のものにせず、平常時においても他者や社会に思いを馳せ、行動する「互助互惠・共助」の精神を発揮し続けていただきたいと思います。

公益法人、一般法人、NPO法人などの民間非営利組織に加え、地域コミュニティー、個人ボランティア、そして営利企業も含めあらゆるセクターが、芸術・文化・スポーツ・教育・環境保全など幅広い分野の公益活動を担う。それが必要不可欠な社会インフラになった時、社会は温かさ、優しさに溢れ、私たちの生活に深みや潤い、厚みが生まれるのではないのでしょうか。個々人の資質や個性を発揮し、競い合う「競争社会」の足元に、「公」の土壌を広げたい、そう願っています。その実現は、私たち一人ひとりの行動にかかっています。

第2期公益認定等委員会委員 出口 正之

第一期は非常勤、第二期は常勤として、委員を務めさせていただきました。

周知のとおり、改正前民法時代は、「指導監督基準」は存在していたものの、公益法人に関することは法律上、わずかに56条しかありませんでした。その結果、公益法人行政は「許可主義に基づく裁量行政」の典型ともいわれていました。今回、法律の条数だけで868条に増えたばかりではなく、政令、府令、さらに新公益法人会計基準、ガイドライン、申請書の手引きなど参照すべきものが格段に増えたため、書類作成も難しく、各法人さんにとっては多大の負担だったと推察いたします。このような点を考慮し、ルール範囲内では、法人活動を法人自治(ガバナンス)に委ね、情報公開を促進させることが、最も重要だという姿勢で委員会に臨んで参りました。というのも、民間人による「認定等委員会」が、上記に輪をかけてルールの外の「箸の上げ下げ」まで指導するようになっては、「誰の責任によって法人が運営されているのか」が不明確になってしまうからです。

他方で、現実的には、申請書の書き方などで、アドバイスもしなければ、多くの法人さんの期間内での移行が困難になってしまいます。「法人さんの自主性を尊重しつつアドバイスする」ということは両立不可能ではないにしろ、時にはジレンマも抱えることもあります。改革とはこうした理想

と現実のはざまの中で進行していくものでしょう。従って、常にルール無き所を機関車で走っていくような運営上の難しさもあったと思います。

私自身としては「なぜ民間による公益の増進なのか」ということを常に思い起こすことを心がけておりました。言い換えれば「なぜ政府だけではできないか」ということです。その答えの一つは、「政府とは異なる、公益上の価値観的多様性、方法論的多様性がなければ、社会の多様なニーズにはもはや対応できない時代になった」ということではないでしょうか？

政府では対応できないような、瞬時瞬時に柔軟できめ細かな「非プログラムの活動」を民間ならば実施することも可能なはずですが、しかし、それを「公益目的事業」という「プログラム」として表現することも、また、たいへん難しいものがあります。そのような中で、東日本大震災後、多くの法人さんが、被災者支援の「非プログラムの活動」を展開されたことは、旧来の重しが取れた証しだと強く感じました。

公益法人改革はまだ始まったばかりです。三期の委員の方々にエールを送るとともに、法人の皆様方の公益活動の一層のご発展を祈念致します。

第2期公益認定等委員会委員 海東 英和

今年の桜は、冬が厳しかったせいか見事に花をつけ、特別の励ましをくれた気がします。公益認定等委員会の委員として用いて頂いたことに深く感謝を申し上げます。三年間に約四千の法人さんの活動と出会いました。一隅を照らす一人の志が、万燈となって国の隅々を照らしている。一隅を照らす道心こそ国宝とする比叡山の教えを思い出します。

あの3.11。私達は委員会の真最中でした。委員長の「我々に何ができるか」との問いに被災者の救済・支援は公益活動のど真ん中だと得心し、現場優先で、知識や技術や資金を大いに発揮して頂けるよう、委員会としても一歩踏み出すスイッチが入りました。定款変更までして果敢に救援に起った法人もあり、約二千もの心意気がNPOとも連携して百年ぶりの制度改革の効果が鮮やかに発揮されたのでした。

「あまねく平等にではなく、優先順位をつけて」展開される民の活動に、官では及ばない迅速さや、個別事情にも配慮する柔軟さを観ました。ロンドンオリンピックは、公益法人の晴れ舞台でしたし、真善美を極めていく法人は正にクール・ジャパンです。より多くの方に公益活動の歓びや、寄附で結びあう連帯感を知って頂き、狂言の菌(くさびら)のごとく増殖・繁殖してほしいと願います。「与える者は幸いなり」は静かで凄かったです。皆さま、有難うございました。不一

公益法人informationのトップページのリニューアル

公益法人関連の情報を発信する国・都道府県公式公益法人行政情報総合サイト「公益法人information」のトップページをリニューアルしました。

今回のリニューアルでは、「一般の皆様へ」、「申請を行う法人向け」、「移行した法人向け」にタブでページを分け、それぞれのニーズに応じて、必要な資料、データを見つけられやすいようデザインを変更いたしました。

今後も利便性の向上に向けて取り組んでいきますので、よろしくお願いいたします。



～公益社団法人日本ペタンク・ボール協会～ (内閣府認定)

日本ペタンク・ボール協会について

当協会は、今から約100年ほど前にフランスのマルセイユ近郊ではじまった球技ペタンクの普及振興を目的とする団体で、平成23年6月1日に内閣府から公益社団法人の認定を受けました。全国に約5,000人の会員がいます。

ペタンクとは

ペタンクは、700グラム前後の鉄の球を、足をそろえて立ったまま、あるいは、しゃがんで数メートル先のビュットと呼ばれる的球に近寄せる競技で、基本は3人対3人(1人2球)のチーム戦ですが、2人対2人、1人対1人のゲームも可能です。

公園などの小石まじりの地面で、子供からお年寄りまで幅広く楽しめますが、競技スポーツとしてみると、スピンをかけた高い球を投げたり、相手の球を弾き飛ばしたりとかなり高度のテクニックを必要とする奥深さをもっています。



事業内容

協会の事業は、三つあります。① 競技会運営事業は、日本ペタンク選手権大会をはじめ、直接主催する15の大会のほか、各都道府県の加盟団体が行う年間100を超える大会の運営指導を行っています。日本選手権大会は、都道府県別の予選を勝ち抜いた会員のみのチームが出場しますが、その他の競技会は、老若男女だれでも参加できます。② 普及事業は、入門者向けの講習会はもとより、指導員や審判員の資格認定のための検定講習会にも力を入れています。また、国際ペタンク連盟が制定した競技規則をもとにした日本語版の競技規則とその解説書を発行するほか、入門者用の手引き小冊子を作成し広く希望者に頒布しています。③ 競技力向上事業は、世界選手権大会やアジア選手権大会などの国際大会に派遣する選手を育てるため、選抜された選手に対する強化訓練や強化合宿などを行います。

今後について

平成25年度は、全国を9つに分けた9ブロックごとに普及活動や大会運営をきめ細かく実施することにしており、とくに東北ブロックでは、第1回東北ブロックペタンク選手権大会を夏に宮城県内で行うほか、普及講習会の開催にも力を入れるなど、被災地の皆様に1人でも多くペタンクを楽しんでいただきたいと思います。

ペタンクは、生涯スポーツとして、また、競技スポーツとして、だれでもいつでもどこでも比較的手軽にできる長所をもった球技です。興味をもったら下記の当協会のインターネットのサイトからペタンク体験希望をクリックしてください。皆さん、ペタンクをやってみましょう。面白いですよ。

ホームページアドレス <http://fjpb.web.fc2.com/>

公益法人に対する被災者支援寄附金の指定状況について

東日本大震災から2年が経過しました。様々な活動を通じて被災地の復旧・復興支援に貢献を続けている法人の皆様改めて敬意を表したいと思います。

このたび、公益財団法人瓦礫を活かす森の長城プロジェクト（内閣府認定）が、被災3県において瓦礫を活用した盛土に森の防潮堤や丘等への植樹を行う活動に充てるために募集する寄附金について、3月22日に内閣総理大臣から被災者支援寄附金※の確認書を発行いたしました。これまでの指定状況と併せてお知らせいたします。

※ 公益社団法人又は公益財団法人に対し、その法人が自ら行う東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の確認を受けたものに限ります。）は、指定寄附金として税制上の優遇措置を受けることができます（平成23年3月15日財務省告示第84号）。

個人の寄附 = （寄附金額-2000円）を総所得金額の80%まで所得控除
 法人の寄附 = 全額損金算入（税額控除対象法人であれば税額控除も選択可）

これまでの指定状況

寄附金を募集する公益法人の名称	主たる事務所の所在地	確認対象寄附金	寄附金の募集を行う期間	備考
公益財団法人School Aid Japan	東京都大田区羽田一丁目1番3号	東日本大震災の被災地である、宮城県内の市町村において被災者のために必要とされる救援物資を必要とされる避難場所に届け、また、岩手県陸前高田市をはじめとする岩手県内の市町村において復興の第一歩となる瓦礫の撤去等の復旧作業を行う活動に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成23年6月16日から平成25年12月31日まで	平成24年10月5日に活動が終了した旨の報告があった。
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	東京都千代田区内神田二丁目8番4号山田ビル4階	東日本大震災の被災地である宮城県、岩手県、福島県において現地NPO法人などと連携して実施する被害を受けた子どもに対する教育・保護を中心とした活動、及び仮設住宅地域におけるこれらの活動を行う拠点となる子どもの遊び場の設置に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成23年6月21日から平成25年12月31日まで	
公益財団法人School Aid Japan	東京都大田区羽田一丁目1番3号	岩手県陸前高田市でおこなわれる「陸前高田市復興街づくりイベント」において、企画運営及び会場等の設営を支援する活動に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成23年8月16日から平成23年9月30日まで	平成23年11月9日に活動が終了した旨の報告があった。
公益社団法人セカンドハンド	香川県高松市観光通一丁目1番地18	東日本大震災の被災地である宮城県石巻市、気仙沼市、南三陸町、女川町、東松島市において被災者のために瓦礫等の除去、物資の配布、地域での相互扶助のための体制作りを行う活動に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成23年9月14日から平成25年12月31日まで	
公益財団法人日本財団	東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル	東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県、福島県において社会人ボランティア及び学生ボランティアを派遣して行う支援活動に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成23年11月3日から平成25年12月31日まで	
公益社団法人東日本大震災雇用・教育・健康支援機構	神奈川県鎌倉市小町一丁目4番24号	東日本大震災の被災地である岩手県における被災住民のための起業支援にかかる活動に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成24年5月25日から平成25年12月31日まで	
公益財団法人瓦礫を活かす森の長城プロジェクト	東京都中央区八重洲2-2-1ダイヤ八重洲口ビル2階	東日本大震災の被災地である岩手・宮城・福島県沿岸において被災者のために森の防潮堤や丘等への植樹を行う活動に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成25年3月23日から平成25年12月31日まで	新規

申請サポートについて

内閣府では、各種申請サポートを無料で提供しています。これから内閣府に申請を予定されている法人におかれては、以下のサポートを活用して、早期の申請をお願いします。各サポートの予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

○申請準備が大詰めを迎えている法人はこちら

<民間の専門家を活用した相談会(要事前申込)>

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。現在、平成25年度の相談会開催日程を検討中です。(本年度の日程は、決定次第、「公益法人information」に掲載します。)

<窓口相談(要事前申込)>

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。6月の窓口相談は、今月下旬より募集する予定です。

○まだまだ聞きたい点が多くある法人はこちら

<基礎的研修会の開催(要事前申込)>

移行申請の検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が移行申請のポイントを解説します(1回1時間半程度)。次回は4月25日(木)に開催します。

((電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231 (メール)akio.nishimori@cao.go.jp)

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。

(電話)03-5403-9669 (時間)平日10時~16時45分

○その他のサポート

<業態別説明会への講師派遣(要事前申込)>

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

(電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。(謝金は不要です。)

「定期提出書類の手引き」の改訂について

平成25年3月28日に「定期提出書類の手引き」の改訂を行いました。

<今回の改訂のポイント>

- ・「公益法人編」:事業報告の別表H(公益目的取得財産残額関係)を中心に、解説を充実しました。
- ・「移行法人編」:今般の内閣府令改正(指定正味財産からの振替関係)に対応した解説の追加等を行いました。

各法人におかれましては、定期提出書類の作成に当たっては、「定期提出書類の手引き」を参照してください。改訂された「定期提出書類の手引き」は、公益法人インフォメーションホームページに掲載しています。御不明な点は、内閣府又は都道府県までお問い合わせください。

本誌で活動を紹介しませんか？

本誌で活動を紹介したい公益法人を募集しています。下記参照の上、積極的に御応募ください。

(応募手続)

公益法人information (https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/) の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム (<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>) から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上御応募ください。

(本件問合せ先)

8 内閣府公益認定等委員会事務局広報係 TEL : 03-5403-9524, 9533 e-mail : koueki-info@cao.go.jp